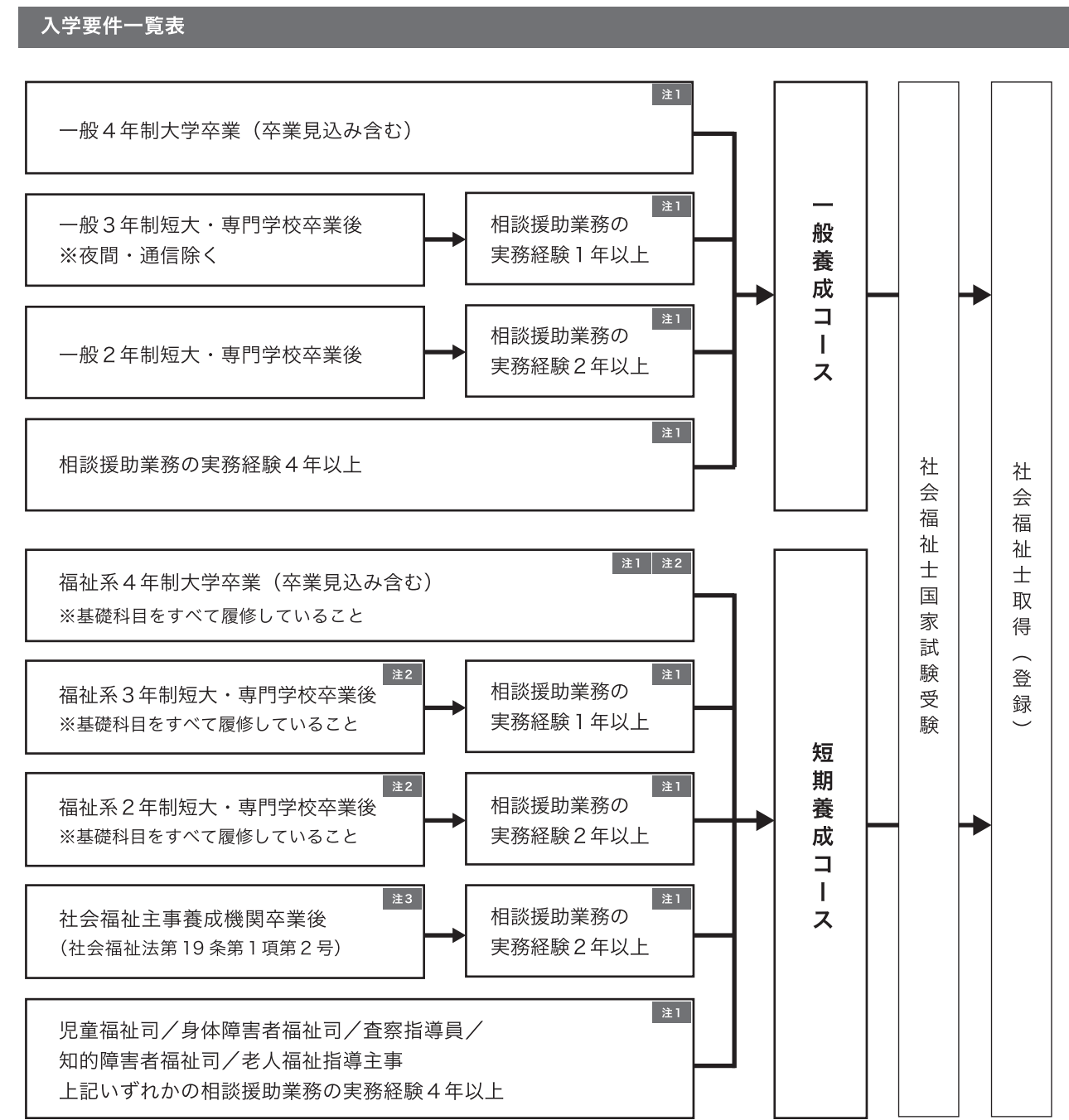


7. 社会福祉士通信科 入学要件

■入学要件について

本校社会福祉士養成課程では「一般養成コース」と「短期養成コース」を設置しており、各コースには入学要件があります。下表より該当の入学要件を確認してください。いずれも本校開講日前である 2026 年 6 月 10 日までに要件を満たしていることが必要です。

本課程修了により国家試験受験資格を取得することができます。



国家試験の詳細は公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページ（<http://www.sssc.or.jp/>）にてご確認ください。

【現場実習の履修について】

相談援助業務の実務経験が 1 年以上ある場合、現場実習の履修はすべて免除対象となります。

相談援助業務の実務経験については、11 ページの「相談援助業務の実務経験および現場実習の履修について」をご確認ください。

注 1 相談援助業務の実務経験および現場実習の履修について

社会福祉士における相談援助業務の実務経験とは、厚生労働省が指定する施設・事業所において福祉に関する相談援助の業務に従事した経験を指します。

実務経験は指定の「施設種類」、「職種」に当てはまる内容であることが必要であり、該当しない内容は実務経験として申請することはできません。

また、相談援助業務の実務経験が 2026 年 6 月 10 日までに 1 年以上ある場合は、現場実習の履修が免除となります。

実務経験については、本冊子 26 ページも必ず確認してください。

必要年数	10 ページの「入学要件一覧表」で示されている必要年数を、2026 年 6 月 10 日までに満たしていることが必要です。出願時点で必要年数に満たない場合でも、2026 年 6 月 10 日までに満たす見込みである場合は出願することができます。 ※該当施設設置者と雇用関係を有しており、該当施設の常勤者、もしくは労働時間が常勤者のおおむね 4 分の 3 以上である者を含む。
指定施設・職種	実務経験は対象になる施設・職種が指定されています。実務経験の対象になる施設・職種名は 35～51 ページを確認してください。該当の内容については、証明権者（該当の施設・事業所）が判断し「実務経験証明書」（29 ページ）にて証明いただきます。
実務経験の認定	出願時に提出いただく「実務経験証明書」に基づき本校が審査を行います。
現場実習の履修	実務経験の期間が 1 年以上と認められた場合、現場実習は免除となります。

実務経験検索フォーム
アルファ医療福祉専門学校
ホームページに遷移します

注 2 基礎科目履修について（短期養成コース）

短期養成コースの入学要件のうち、「基礎科目履修」に該当する場合、該当の基礎科目をすべて履修している必要があります。

履修状況は、基礎科目を履修をした学校に直接ご確認ください。

出願には、履修した学校の書式にて証明された「社会福祉に関する基礎科目履修証明書」が必要となります。

基礎科目一覧
社会福祉振興・試験センター
ホームページに遷移します

注 3 社会福祉主事養成機関について（短期養成コース）

短期養成コースの入学要件のうち、「社会福祉主事養成機関卒業」に該当する場合、社会福祉法第 19 条第 1 項第 2 号に規定する社会福祉主事養成機関を卒業していることが必要となります。

指定養成校の一覧は下記よりご確認ください。

全国の社会福祉主事養成機関一覧
ワムネットのホームページに遷移します